

○金沢市補助金交付事務取扱規則

昭和51年 5月22日

規則第38号

改正 昭和55年 3月31日規則第29号

昭和59年 3月31日規則第30号

平成16年12月27日規則第92号

[金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第23号による改正]

平成16年12月27日規則第94号

[金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第16条による改正]

令和2年12月28日規則第69号

[金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第28号による改正]

令和3年 3月31日規則第39号

[金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第7号、第6条による改正]

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例その他特別の定めのあるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金 本市が本市以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であつて、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く。

(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の計画書

(2) 補助事業の収支予算書

(3) 補助事業の実施設計書

(4) その他市長が必要があると認める書類

3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(市長が定める軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) その他市長が必要があると認める事項

2 前項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助事業(／変更／中止／廃止／)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(昭55規則29・一部改正)

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により、補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第11条 市長は、前条の報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第4号）に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書（様式第5号）により、その額を補助事業者に通知する。

第14条 市長は、次に掲げる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、第4条に規定する補助金の交付の決定と併せ補助金の額を確定することができる。

(1) 前年度以前に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合

(2) 当該年度に、15日以内の期間において完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しよ

うとする場合

(3) 前年度以前に利子補給金又は元利償還費補助金の交付決定を受けた借入金に係る当該年度の利子補給金又は元利償還費補助金を、実績に基づき交付しようとする場合

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしたときは、第6条の規定にかかわらず、速やかに、補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をするときは第5条及び第12条の規定の適用はないものとし、第7条の規定の適用については同条中「前条の規定による通知」とあるのは「第14条第2項の規定による通知」とする。

（昭59規則30・一部改正）

（是正のための措置）

第15条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第16条 補助金の支払は、第13条又は第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に請求により行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定により補助金の交付決定通知をした後に請求により概算払又は前金払をすることができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第19条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（昭和38年条例第8号）の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

（財産の処分の制限等）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

3 市長は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施するものとする。

（雑則）

第21条 この規則で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。ただし、既に交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。
- 2 この規則の施行の際昭和51年度分の補助金に関し、既になされた申請は、この規則の相当規定に基づいてなされた申請とみなす。
- 3 金沢市事務決裁規則（昭和38年規則第36号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
- 4 農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
- 5 金沢市簡易水道補助金交付規則（昭和34年規則第16号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
- 6 土地区画整理事業助成金交付規則（昭和32年規則第33号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則（昭和55年3月31日規則第29号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和59年3月31日規則第30号）
この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第23号による改正）
 - 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。
附 則（平成16年12月27日規則第94号、金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第16条による改正）
 - 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。
附 則（令和2年12月28日規則第69号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第28号による改正）
 - 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（令和3年3月31日規則第39号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第7号、第6条による改正）
 - 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先)金沢市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

補 助 金 交 付 申 請 書

金沢市補助金交付事務取扱規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
 - 2 補助事業名
 - 3 補助金申請額
 - 4 補助事業の目的
 - 5 補助事業の内容及び経費の配分(別紙1のとおり)
 - 6 補助事業実施時期 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
 - 7 補助事業の効果(別紙2のとおり)
- 添付書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

(宛先)金沢市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

補助事業 $\left[\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$ 承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった を下
記のとおり $\left[\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$ したいので、金沢市補助金交付事務取扱規則第 5 条第 2 項の規定
により申請します。

記

1 $\left[\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$ の理由

2 補助金申請額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引 $\left[\begin{array}{c} \text{追加} \\ \text{減額} \end{array} \right]$ 申請額	円

3 変更の内容(別紙のとおり)

(注) 変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付
申請書の様式により変更前を()書で 2 段書すること。

様式第3号(第6条関係)

収 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった の補助金については、下記
条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

年 月 日

金沢市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
 - 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
 - 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(市長が定める軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。
 - 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 7 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
 - 8 以上のほか、金沢市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。
- (備考) 概算払又は前金払をすることができるときは、その旨を記載すること。

様式第 4 号(第 12 条関係)

年 月 日

(宛先)金沢市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった

を下記のとおり実施したので、金沢市補助金交付事務取扱規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(注) 関係書類は、市長が別に定めるものを除き、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

様式第5号(第13条関係)

収 第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

金沢市長

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付け補助事業実績報告書を審査の結果、下記金額を当該
に対する補助金として確定する。

記

金 円

金沢市補助金交付事務取扱規則

様式第1号 (第3条関係)

(平16規則92・令2規則69・一部改正)

様式第2号 (第5条関係)

(平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第3号 (第6条関係)

(昭55規則29・令3規則39・一部改正)

様式第4号 (第12条関係)

(平16規則92・令2規則69・一部改正)

様式第5号 (第13条関係)

(令3規則39・一部改正)

様式第6号 (第14条関係)

(令3規則39・一部改正)